

島原市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和4年度の財務監査（定期監査）及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和5年3月29日

島原市監査委員 徳 永 清 己

島原市監査委員 永 田 光 臣

令和4年度

財務監査（定期監査）及び行政監査

結果報告書

島原市監査委員

目 次

1. 監査の種類	1
2. 監査の対象部署及び実施期間	1
3. 監査項目及び着眼点	1
4. 監査の実施内容	1
5. 監査の結果	1
【市長公室】 秘書人事課	2
政策企画課	2
シティプロモーション課	3
【福祉保健部】 福祉課	3
こども課	5
保険健康課	6
【建設部】 道路課	7
都市整備課	8
6. 総 括	9

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）及び行政監査

2. 監査の対象部署及び実施期間

部署名		書類監査の期間	実地監査日	講評日
市長公室	秘書人事課	自 令和4年11月14日 至 令和4年12月8日	令和5年2月8日	令和5年3月20日
	政策企画課			
	シティプロモーション課			
福祉保健部	福祉課	自 令和4年12月9日 至 令和5年1月23日		
	こども課			
	保険健康課			
建設部	道路課	自 令和5年1月10日 至 令和5年1月18日		
	都市整備課			

3. 監査項目及び着眼点

本年度の監査は、令和3年度分の事務の執行に関する、①補助金等に関する事務の執行状況、②委託・請負等の契約事務の執行状況、③公金の保管等の取り扱い状況、④その他財務事務の状況、⑤経営に係る事業の管理に重点を置いた。

そして、これらの事務の執行が、関係法令及び条例、規則等に基づいているかなどに着目して実施した。

4. 監査の実施内容

事前に作成依頼した資料や提出された書類をもとに、法令等に基づき事務の執行が適正に行われているか監査した。また、事業の管理が合理的かつ効果的に行われているかを主眼として、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

5. 監査の結果

島原市監査基準に準拠し実施した。

監査の結果は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部におい

て是正及び改善すべき事項が見受けられ、その内容を監査対象部署ごとに整理すると下記のとおりである。

なお、軽微な事項については口頭で指導したので記述を省略している。

【市長公室】

《秘書人事課》

■職員健康診断業務委託（5件）について

- ① 業務委託執行伺の随意契約による場合の「適用条項」が適当でない。
- ② 契約書に「契約保証金に関する事項」が記載されていない。
- ③ 業務完了通知書の提出がなされていない。

《政策企画課》

■島原市コミュニティバス運行費補助金について

- ① 補助金変更申請書が提出されているにもかかわらず、その決定を行わずに交付額確定時において実績に基づき補助金返還を命じている。
- ② 本補助事業の開始（着手）日が、市の交付決定日前に行われている。
- ③ 補助事業等の履行確認が3月31日までに行われていない。

■島原市コミュニティバス予約システム保守業務委託について

- ① 契約者（相手方）が、島原市契約規則第3条に規定する資格者でないにもかかわらず、本規則第35条第1項第3号を適用し契約保証金を「免除」している。

■島原市コミュニティバス予約受付業務委託について

- ① 委託等の契約事務において、予定価格書が作成されていない。

■その他事務処理に関する事項について

- ① 契約締結伺の決裁日記入欄に、「消せるボールペン」が使用されている。

《シティプロモーション課》

■ 宿泊を伴う旅費等の執行状況について

- ① 旅費の運賃支給において、誤った支給額が支給されている。

■ その他事務処理に関する事項について

- ① 契約締結伺の決裁日記入欄に、「消せるボールペン」が使用されている。

【福祉保健部】

《福祉課》

■ 島原市福祉団体等補助金について

[街かどのふれあいバザール支援事業費補助金]、

[島原市民生委員児童委員協議会連合会運営費補助金]、

[島原市老人クラブ連合会すこやか対策推進補助金]

- ① 補助事業等の履行確認が3月31日までに行われていない。
- ② 補助事業者等から提出される実績報告書の審査において、領収書など証拠書類の確認が行われていない。

[島原市民生委員児童委員協議会連合会運営費補助金]

- ① 補助金の変更交付申請及び決定を行わず、交付額確定時において実績に基づき補助金返還を命じている。
- ② 補助対象経費とすべきでない費用に対し、補助金が交付されている。

[島原市老人クラブ連合会すこやか対策推進補助金]

- ① 令和3年度の予算では、前年度からの繰越金が補助金額を超える額となっている中、支出では、予備費が増額され支出額の1/4を占める状況にある。自主財源による運営が可能であるにもかかわらず、補助金交付(減額含む)等の検討はされていない。

■福祉のまちづくり推進事業補助金について

[がまだすマラソン大会補助金]

- ① 島原市補助金等交付規則に定められた各種様式と異なるものが使用されている。
- ② 補助事業者等から提出される実績報告書の審査において、領収書など証拠書類の確認が行われていない。

■島原半島病院群輪番制病院運営支援事業費補助金について

- ① 補助事業等の履行確認が3月31日までに行われていない。

■相談支援事業委託 及び 地域活動支援センター事業委託 について

- ① 契約者（相手方）が、島原市契約規則第3条に規定する資格者でないにもかかわらず、本規則第35条第1項第3号を適用し契約保証金を「免除」している。

■緊急通報システム事業業務委託について

- ① 本事業の委託契約事務において、業務委託執行向が作成されずに事務が執行されている。
- ② 随意契約により執行されているが、その「適用条項」が適当でない。
- ③ 契約書に「契約保証金に関する事項」が記載されていない。
- ④ 委託契約にかかる事務において、予定価格書が作成されていない。

■福祉課公金取扱マニュアルについて

- ① マニュアルの内容は、単に公金の受領から市金庫への収納までの流れや一次保管状況などを記載されたもので、受領した公金の額を複数の職員で確認するなどのチェック機能を含むものではなく、本マニュアルの目的を果たす効果的な内容となっていない。

《こども課》

■島原市認定こども園整備費補助金について

- ① 実績報告書において、必要事項の記載漏れ並びに要綱に規定した書類が添付されていない。

■島原市地域子ども・子育て支援事業費補助金について

[放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業]、

[放課後児童健全育成事業（母子家庭等児童助成事業）]、

[放課後児童健全育成事業（新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業分）]

- ① 補助事業等の履行確認が3月31日までに終わっていない。

■島原市福祉団体等補助金について

[島原市保育会運営費補助金]

- ① 保育会の予算(支出)では、予備費が支出額の約50%を占めており、予備費を除いた事業費は、前年度繰越金より少額となっている。自主財源による運営が可能であるにもかかわらず、補助金交付(減額含む)等の検討はされていない。
- ② 補助事業者等から提出される実績報告書の審査において、領収書など証拠書類の確認が行われていない。

■児童手当現況届廃止・高所得者支給廃止対応システム改修業務委託について

- ① 業務委託執行伺において、随意契約にかかる「適用条項」が適切でない。また、「随意契約における相手方の選定理由（1者随意契約）」に記載の内容が適切でない。
- ② 委託契約にかかる事務において、予定価格書が作成されていない。

■こども課公金取扱マニュアルについて

- ① マニュアルの内容は、単に公金の受領から市金庫への収納までの流れや一次保管状況などを記載されたもので、受領した公金の額を複数の職員で

確認するなどのチェック機能を含むものではなく、本マニュアルの目的を果たす効果的な内容となっていない。

《保険健康課》

■島原市食生活改善推進事業費補助金について

- ① 本補助事業の開始（着手）日が、市の交付決定日前に行われている。

■健康管理システム改修業務委託について

- ① 業務委託執行伺の随意契約による場合の「適用条項」が適当でない。
- ② 島原市契約規則第35条第1項第5号を適用し契約保証金を「免除」しているが、適用条項を誤っている。

■島原市定期予防接種（A類疾病）業務委託・高齢者肺炎球菌感染症予防接種業務委託・長崎県広域予防接種業務実施及び支払事務委託について

- ① 業務委託執行伺の「随意契約における相手方の選定理由（1者随意契約）」に記載の内容が適当でない。
- ② 契約書に「契約保証金に関する事項」が記載されていない。
- ③ 契約者（相手方）が、島原市契約規則第3条に規定する資格者でないにもかかわらず、本規則第35条第1項第3号を適用し契約保証金を「免除」している。
- ④ 委託契約にかかる事務において、予定価格書が作成されていない。

■保険健康課公金取扱マニュアルについて

- ① マニュアルの内容は、単に公金の受領から市金庫への収納までの流れや一次保管状況などを記載されたもので、受領した公金の額を複数の職員で確認するなどのチェック機能を含むものではなく、本マニュアルの目的を果たす効果的な内容となっていない。

【建設部】

《道路課》

■地域高規格道路「島原道路」島原市工区建設促進期成会負担金について

- ① 本期成会の決算において、繰越金が年々増加し事業費を大きく上回る繰越額となっている状況が見受けられる。

■島原外港車両通過料徴収業務委託 及び 島原新港使用料徴収業務委託について

- ① 島原市契約規則第35条第1項第5号に該当しないにもかかわらず、本条項を適用し契約保証金を「免除」している。

■島原港ターミナルビル受付案内業務委託について

- ① 契約者（相手方）が、島原市契約規則第3条に規定する資格者でないにもかかわらず、本規則第35条第1項第3号を適用し契約保証金を「免除」している。
- ② 委託契約にかかる事務において、予定価格書が作成されていない。

■建設部における現金領収マニュアルについて

- ① マニュアルの内容は、単に公金の受領から市金庫への収納までの流れや一次保管状況などを記載されたもので、受領した公金の額を複数の職員で確認するなどのチェック機能を含むものではなく、本マニュアルの目的を果たす効果的な内容となっていない。

■物品購入（備品）及び管理について

- ① 物品の購入契約に当たって、島原市契約規則第24条第1項第10号（予定価格が80万円を超えない財産の買入れをするとき）に適用させるため、同一物品を3件の契約に分割し、随意契約による契約手続きを行っているものがある。これは、手続規定の違反である。
- ② 物品購入にかかる契約事務において、請書により行われているが、契約

金額は島原市契約規則第30条（契約書作成の特例）に規定した額を超えるため、契約書の作成が必要である。

- ③ 物品購入にかかる事務において、予定価格書が作成されていない。

《都市整備課》

■島原城石垣清掃業務委託（その2）について

- ① 業務委託執行伺の随意契約による場合の「適用条項」が適当でない。
また、「随意契約における相手方の選定理由書」の記載内容が適切ではない。
- ② 委託契約にかかる事務において、予定価格書が作成されていない。

■エレベーター保守点検業務委託について

- ① 委託料支払事務において、支払期限を過ぎて支払っているものがあり、支払遅延となっている。
- ② 委託料支払事務において、請求書の「支払期日」の日付を書き換えた不適切な事務処理が行われている。

■公営住宅（駐車場）使用料マニュアルについて

- ① マニュアルの内容は、単に公金の受領から市金庫への収納までの流れや一次保管状況などを記載されたもので、受領した公金の額を複数の職員で確認するなどのチェック機能を含むものではなく、本マニュアルの目的を果たす効果的な内容となっていない。

■その他事務処理に関する事項について

- ① 業務委託執行伺の見積書提出期限や契約締結伺の決裁日に、「消せるボールペン」が使用されている。

6. 総 括

監査対象部署における監査項目については、おおむね適正に執行されているものと認められた。今回の監査を通じて全庁的な観点として捉え、要望事項などがあったので次のとおり述べることとする。

(1) 補助金について

地方自治法第232条の2には「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されているところであり、補助金の交付は、客観的に見て公益上必要性が認められる場合となる。

補助金の交付においては、補助事業者等に対し 補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金額算定基準を明確化することで補助事業の適正化が図られ、市民に対して補助金執行事務の透明性や公平公正の確保に資することになる。

よって、補助を行うことが「公益上必要がある場合」に当たるかを認定できる内容であるか、その交付の決定を行うための「審査」が最も重要になるところであり、客観的に判断し、交付に係る適正な審査を行うことが必要である。

(2) 委託・請負等の契約事務について

業務執行何や事業実施何は、その事業の根幹となるものであり、事業の内容、費用の額及び積算根拠、またそれに伴う関係資料等により事業の必要性及び適正性を示す必要がある。

なお、委託契約事務において、随意契約を採用する際の「随意契約の採用理由」及び「相手方の選定理由」が、随意契約をすることができる場合に該当するのか、適用しようとする条項に正しく合致するのか、また1者随意契約として相手方の選定が適切なのか、客観的に捉え、誰もが理解する理由を記載されたい。

(3) 公文書の改ざん防止について

公文書とは、市役所を含めた行政機関などの職員が、職務上作成して組織的に取り扱う文書であり、公文書管理法で厳格な管理が義務づけられている。

しかしながら過去には、全国で相次いだ「文書の書き換え（公文書の改ざん）」

が問題視された経過もある。このため、全国の行政機関などにおいては、特に「消せるボールペン」の公文書への使用禁止などを徹底する取り組みが見られる中、本市においても当該ボールペンを使用している事案が見受けられた。

については、当該リスクの回避のため、徹底した対応を行っていただきたい。

これまでも法令、条例、規則等の遵守の徹底及び評価・検証の実施について意見を述べてきているが、依然として、補助金交付手続きや委託契約事務など、基本的な知識不足や前例踏襲による 評価・検証不足や事務処理誤りが見受けられた。

法令遵守は職員の責務である。根拠規定を正しく理解し、常に適法かつ公正公平な事務の執行に努め、最小の経費で最大の効果を上げるよう取り組まれない。

なお、是正、改善に当たっては、各部署任せでなく市全体として、問題の原因がどこにあるのか 組織体制づくりを含めて、危機感をもって取り組まれない。